

低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)のご案内

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、食費の物価高騰等の影響に直面している低所得の子育て世帯の生活を支援するため給付金を支給します。

◆ 支給対象者

次の項目の両方に当てはまる方(※既にひとり親世帯分の給付金を受け取った方は除きます)

- ▷ 令和4年3月31日時点で、18歳未満の子(障がい児の場合は20歳未満の子)を養育する父母等
(対象となる子は、平成16年4月2日(障がい児の場合は平成14年4月2日)以降に出生した子から令和5年2月28日までの間に出生した子となります。)
- ▷ 令和4年度住民税(均等割)が非課税の方または新型コロナウイルス感染症の影響により令和4年1月1日以降の家計が急変し、住民税(均等割)が非課税である方と同様の事情があると認められる方(家計急変者)

◆ 支給額

対象となる子1人当たり 一律5万円

◆ 給付金の支給手続き

- ▷ 町や道が支給する児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度住民税(均等割)が非課税の方
 - ・ 申請手続：申請は不要です
 - ・ 支給方法：児童手当等の受取口座に振り込み
 - ・ 支給時期：7月中旬頃を予定
 - ・ 対象となる方には、町から給付金を支給する旨の文書が郵送されます
 - ※ 給付金の支給を希望しない場合は、「支給拒否の届出書」を提出してください
 - ※ 口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、「支給口座登録等の届出書」を提出してください
 - ※ 支給対象者のうち、令和4年3月以前から児童手当または特別児童扶養手当を受給されている方で、令和4年4月以降に羽幌町に転入された方は、転入前の市町村から給付金が支給されます
- ▷ 上記に該当しない方 例：高校生の年齢の子のみを養育している方(中学生以下の子を養育していない方)、家計急変者、公務員の方
 - ・ 申請手続：申請が必要です
 - ・ 支給方法：ご指定の口座または児童手当等の受給口座に振り込み
 - ・ 支給時期：町で審査後1か月を目途に支給
 - ・ 福祉課子ども係にお問い合わせいただき、支給対象者の要件を満たす方は申請書等を提出してください

◆ 申請に必要な書類(申請書等は町ホームページからダウンロードできます)

- ▷ 住民税(均等割)非課税の方の場合 … ①の書類が必要になります
- ▷ 家計急変者の場合 … ①及び②の書類が必要になります
 - ① 申請書(公務員の場合は所属庁の証明が必要)、本人確認書類(運転免許証等)の写し、受取口座を確認できる書類(通帳やキャッシュカード)の写し
 - ※ 申請者と児童の関係性によって、その他必要な書類を提出していただく場合がありますのでお問い合わせください
 - ② 簡易な収入(所得)見込額の申立書、給与明細書、年金振込通知書等の収入額がわかる書類、事業収入、不動産収入に係る経費の金額のわかる書類
 - ※ 高校生の年齢の子どものみを養育している方や家計急変者の場合は、養育者のうち収入(所得)の高い方が申請者となります
 - ※ 申請者が令和4年度住民税(均等割)が非課税の場合、または家計急変者で令和4年度住民税(均等割)が非課税である方と同様の事情があると認められる場合は給付金の支給対象者になります

☎ お問い合わせ 福祉課子ども係 ☎ 68-7004 (課直通)